

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の改正について（議案第67号）

こども施設課

## 1 改正の理由

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（内閣府・文部科学省・厚生労働省令）等の改正に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 主な内容

- (1) 満3歳以上の子どもについて編制する1学級の子どもの数は、30人以下（現行35人以下）とする。
- (2) 主務保育教諭及び主務養護教諭の職が創設されたこと等に伴う規定の整備を行う。

## 3 施行期日等

公布の日（2の(1)については、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができることとする。）